

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上並びに株主の皆様やお客様をはじめとした各利害関係者の方々から、信頼される企業であり続けることを目指しております。その達成には、コーポレート・ガバナンスの充実が必要であることを十分に認識し、各利害関係者の方々の立場を尊重し、より円滑な関係を構築するために、法令を遵守した公正で透明性の高い経営を遂行することを、経営上の最重要課題として位置付けております。

当社は、2019年9月6日の定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員会を設置し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳化]

現在、議決権電子行使を可能とするための環境作り及び招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後、機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら導入を検討してまいります。

[補充原則4-10-1 独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置等]

当社は任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、社外取締役には、取締役候補者の指名及び報酬などの特に重要な事項の検討のみならず、日常的にも忌憚なくさまざまな事項につき、適切な意見・助言を得て、取締役会の独立性・客観性の強化を図っております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4 政策保有株式]

当社は、投資目的で株式を保有しないことを基本方針としています。上場会社の株式を保有することが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために必要であると判断した場合には、当該株式を保有することがあります。

上記に基づき保有する政策保有株式について、毎年、取締役会にて、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなどを検証し、保有に適さないと判断した株式については、順次縮減してまいります。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社では、関連当事者間取引を行う場合には、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、1年に1回、関連当事者間取引に関する調査を実施し、会社及び株主共同の利益を害することがないよう体制を整えております。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は従業員の退職給付に充てるため確定拠出年金を制度として導入しており、社外の資産管理運用機関等と契約し運用を委託しております。運用に当たる適切な資質を持った人材の登用・配置は行っておりませんが、外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、労務管理部門が業務を担当しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営戦略等については、決算短信などに開示し、決算説明会等において説明する予定であります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役・監査等委員である取締役の報酬の決定については、株主総会で承認された総額の範囲内において、会社の業績や各人の職責、業績への貢献度等を勘案し、取締役報酬等は取締役会で、監査等委員である取締役報酬等は監査等委員会にて協議、決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員である取締役を除く。)・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査等委員である取締役の選任については明確に定めておりませんが、取締役候補の選任にあたっては、業績貢献度に加え、人格や見識の広さ等を総合的に勘案し、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会にて決定しております。監査等委員候補者の指名にあたっては、専門的な知見に基づく経営の監視や監督の役割を求めるとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任をしております。

(5) 上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外役員候補者については、株主総会招集通知に選任理由を記載しております。今後につきましては、社外役員のみならず新任役員候補者の指名時に個々の選任・指名理由の開示を検討してまいります。

(6) 経営陣幹部の解任を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部の解任の方針と手続について、経営陣幹部がその機能を十分発揮していないと認められる場合、独立社外取締役に對して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い適切な助言を得たうえで、取締役会にて決議して株主総会に付議することとしております。

[原則3-1-2 英語での情報の開示・提供]

当社では、英語での決算短信(添付資料を除く)の開示を行っております。その他の開示資料につきましては、海外投資家の比率等を勘案し英語

での開示を検討してまいります。

〔補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲〕

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を判断・決定しております。取締役会において決議する事項を「取締役会規程」において定めております。それ以外の業務執行の決定については、社長以下の経営陣に委任しており、その内容は社内規程「職務権限基準」において明確に定めております。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所の定める独立基準に準拠しております。

〔補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性及び規模に関する考え方〕

当社の取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性ならびに規模が当社にとって最適となるよう総合的に考慮し、取締役会にて決定しております。

〔補充原則4-11-2 取締役・監査等委員である取締役の他の上場会社の兼務状況〕

社外取締役3名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任しておりません。

〔補充原則4-14-2 取締役及び監査等委員である取締役のトレーニングの方針〕

取締役及び監査等委員である取締役を対象として、労務、税務、コーポレートガバナンス、危機対応及び組織マネジメント等をテーマとした研修会を、毎月1回取締役会開催日に実施しております。また、取締役及び執行役員は、年2回、外部セミナーへ参加しております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社では、社長及びIR担当が、積極的に株主の対話（面談および電話）の申し込みに応じております。また、決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次スモールミーティングなどを実施し、中長期的な企業価値の向上について対話しております。投資家との対話で把握した意見等はグループ経営会議において定期的に報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
フジナガイインターナショナルキャピタルズ有限公司	5,579,400	36.76
株式会社エル・ローズ	800,000	5.27
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	720,900	4.75
ゲンキー従業員持株会	536,100	3.53
ゲンキー取引先持株会	335,100	2.21
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	334,200	2.20
藤永賢一	311,912	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	236,800	1.56
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	194,417	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	177,400	1.17

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松岡茂	税理士											
今井順也	その他											
山田賢一	その他											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松岡茂	○	○	当社の独立役員に指定しております。	税理士としての専門的な見識を有しており、客観的・中立的な立場で監査しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任かつ独立役員に指定いたしました。
今井順也	○	○	当社の独立役員に指定しております。	社会保険労務士としての専門的な見識を有しており、客観的・中立的な立場で監査しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任かつ独立役員に指定いたしました。

山田賢一	○	○	当社の独立役員に指定しております。	福井県庁で要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場で監査しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、選任かつ独立役員に指定いたしました。
------	---	---	-------------------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	0	3	なし
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
監査等委員会の職務の補助は、内部監査室及び管理本部総務部が行っております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は定例監査時に監査等委員会と監査状況についての打ち合わせを持ち、経営上の問題点について確認作業を行い、相互の監査業務の効率化を図っております。また、必要な場合には、監査等委員会は会計監査人の定例監査以外にも臨時的打ち合わせを持ち、監査業務の質の向上を図っております。

また監査等委員会は業務の一環として内部監査室が作成する報告書および社長からの改善指示書を精査し、必要に応じて内部監査について確認作業を行い、監査業務の効率化を図っております。また、必要な場合には、監査等委員会は内部監査室と臨時的打ち合わせを持ち、監査業務の質の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
当社におけるストックオプション付与の目的は、業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることであります。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
該当項目に関する補足説明	

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役を支払った役員報酬の総額を開示しております。

**報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で定められた金額の範囲内において決定することを取締役会において一任されております。

[社外取締役のサポート体制]

当社は取締役会を開催する際、事前に社外取締役へ取締役会資料を送付しております。
また、取締役会以外にも重要な会議への出席要請、社内情報の迅速な提供などにより、社外取締役の業務をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役による意思決定、執行役員による業務執行、監査等委員である取締役による適正な監査及び経営監視等の経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンス体制の充実が図られる体制を整えております。

(1) 取締役会

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項の決定をするとともに、業務の執行状況を監督し、スピーディな意思決定ならびに法令を遵守した業務執行により、株主重視の公正で健全かつ透明な経営管理体制を基本としております。

(2) 監査等委員会

当社は監査等委員会を設置しており、監査等委員である取締役3名(3名が社外取締役)で監査等委員会を組織し、取締役の職務執行の適法性を公正にチェックします。また、監査等委員である取締役は社内の重要書類(稟議書、契約書ほか)の閲覧や取締役へのヒアリングを実施するとともに、取締役会を含む重要な会議に出席します。

(3) グループ経営会議

当社では、取締役を中心とするグループ経営会議が毎月1回開催され、取締役会で決定された経営方針に基づいて社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議します。必要に応じて、各部門長を招聘して説明を受け、より効果的な問題の解決を模索します。

(4) 会計監査人

有限責任監査法人トーマツにより、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。同監査法人は2020年9月4日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって任期満了となったことから、仰星監査法人を会計監査人として選任いたしました。

(5) 内部監査

当社では、社長直轄の内部監査室を設置します。内部監査室は、業務活動が法令及び社内諸規程に準拠して適正かつ効果的に行われているか監査します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会での的確な意思決定、取締役の業務執行の監督を適正に実行するために、取締役会は、全取締役4名及び全監査等委員である取締役3名(3名が社外取締役)で構成運営します。また、執行役員制度を導入し、企業経営における業務執行機能と業務監督機能を分離し、取締役と執行役員の機能及び責任を明確にすることにより、当該役員が連携を図り、様々な視点からの意見を取締役会へ取り入れることで、コーポレートガバナンスの充実と、その有効性をより高めることができると考えており、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避して開催することにより、株主の総会出席をしやすいしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト・機関投資家等に対し、四半期毎に決算概要について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	1.中期経営計画、2.決算短信、3.決算情報以外の適時開示資料、4.月次営業速報をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループは、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程のみならず社会的模範を遵守し職務を遂行するために企業倫理行動指針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。

②当社は、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、法務部を設置し、当社グループの法令遵守の推進にあたるものとする。

③当社グループは、当社グループの取締役及び使用人により法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合又は行われる恐れが生じた場合には、社内設置した通報窓口に通報することとし、当社はコンプライアンス規程に則り通報者の保護に努めるものとする。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、文書取扱規程に則り記録・保存され、取締役が閲覧可能な体制を維持する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理を統括する組織として、当社グループのリスク管理の推進を図る内部監査室を設置しており、当社グループのリスク管理状況について監査を実施し、その結果を取締役に定期的にあるいは必要に応じて報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を原則月1回開催し、その審議により取締役会への答申を行うものとする。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社グループの経営管理については、関係会社管理規程を制定し、それに準拠して行う。

内部監査室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、及び当社の監査等委員会に報告するものとする。

(6)監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことに関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、必要に応じて、使用人から監査等委員補助者を任命する。

(7)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。

(8)監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要な費用又は債務については、監査等委員の請求に従い支払その他の処理を行う。

(9)取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、下記の各事項を監査等委員会に報告する。

a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

b. 内部監査室が実施した内部監査の実施状況

c. 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況

②当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。当社グループの内部通報制度に基づき、当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

(10)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人及び社内の組織と情報の交換を行うなど連携を取り、当社の監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公共の信頼を維持し、健全な業務の遂行を確保するために、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことを企業倫理行動指針に定め、不当な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

